

上田市ディスポーザの取扱いに関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、公共下水道の機能及び構造を保全するため、厨芥を破砕して公共下水道に排除する設備（以下「ディスポーザ」という。）の設置及び維持管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、上田市下水道条例（平成 18 年条例第 220 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) システム ディスポーザ排水処理システムのうち、公益社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成25年3月)」に基づき同協会の製品認証を受けたもの、その他管理者が設置について適当であると判断したものをいう。

(2) 申請者 システムを設置するため、条例第 7 条に基づく確認を受けようとする者をいう。

(3) 使用者等 システムを使用する者若しくは集合住宅等で使用する者に代わり維持管理を行う管理組合等のことをいう。

(設置の基準)

第 3 条 設置するディスポーザは、システムでなければならない。

(排水設備としての適用)

第 4 条 前条のディスポーザは、条例第 2 条に規定する排水設備とする。

(提出書類)

第 5 条 システムを設置しようとする申請者は、条例で定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(1) 公益社団法人日本下水道協会の製品認証書の写し

(2) システムの構造に関する図面、資料等

(3) システムの維持管理計画書（様式第 1 号）

(4) システムの維持管理業務委託契約書の写し。ただし、申請時に維持管理契約を締結していないときは、維持管理業務委託契約確約書（様式第 2 号）

(5) システム設置に関する誓約書（様式第 3 号）

(6) システムの使用者承継確約書（様式第 4 号）

(7) その他管理者が必要と認めるもの

- 2 システムを設置あるいは変更した者は、その完了後、排水設備等完了届出書に、システムの設置状況あるいは変更状況が一見できる写真を添付すること。

(維持管理)

第 6 条 申請者又は使用者等は、システムの維持管理について、専門の維持管理事業者（以下「維持管理事業者」という。）と維持管理業務委託契約を締結しなければならない。

- 2 使用者等及び維持管理事業者は、システムの維持管理にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 前条第 1 項第 3 号の維持管理計画書に従い、システムを適切に使用し、適切に維持管理を行うこと。
- (2) 維持管理事業者が行う保守点検、水質管理、汚泥管理等に関する資料を 3 年間保管するとともに、管理者が資料の提出を求めたときは、速やかに提出すること。
- (3) 維持管理事業者は、保守点検、水質管理、汚泥管理等を行った場合は、速やかにその旨を維持管理報告書により報告しなければならない。(様式第 5 号)
- (4) システムの適切な維持管理を確保するため、管理者が必要と認める場合は、立ち入り検査等の措置に応じること。
- (5) 使用者等は、ディスポーザ排水処理システムの適切な維持管理を行うことが出来なくなった場合、速やかに使用を中止すること。
- (6) その他システムの使用及び維持管理に関して管理者の行う指導に協力すること。

(使用者等の地位の承継)

第 7 条 システムを有する建築物の譲渡、貸付等により使用者等が変更となる場合、新たな使用者等は、第 5 条の規定により必要な書類を提出し、第 6 条に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 2 システムを有する建築物の譲渡、貸付等をしようとするものは、新たな使用者等に対し前項の理解を得るよう努めること。

(システムの製造者及び販売者の責務)

第 8 条 システムの製造者及び販売者は、システムを販売しようとするときは、申請者及び使用者等に対し、第 6 条及び第 7 条に掲げる事項を遵守する責務があることを説明し、その理解を得るよう努めること。

(農業集落排水事業等における準用)

第 9 条 上田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 18 年条例第 217 号）第 2 条第 2 項に定める上田農業集落排水事業、丸子農業集落排水事業、真田農業集落排水事業、武石農業集落排水事業及び上田小規模集合排水処理施設事業におけるディスポ

ーザの設置及び維持管理に関して、この要綱を適用するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第2条第1項第1号において、既に当該システムにかかる計画の確認及び工事の検査を受け設置したもの、並びに平成28年3月31日までに当該システムに係る計画の確認がなされる場合においては、建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法(昭和25年法律201号。)第38条に基づき旧建設大臣の認定を受けたシステム、又は社団法人日本下水道協会の定めた「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成16年3月)」に基づき評価機関により適合評価を受けたものはこの限りではない。